

広島県告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町宗近柳国字ガガラ山六一の九・六一の一一・六四の九・字水落山七六の五・七七の一四・七九の一五・八〇の四・八一の八・八七の四（以上九筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため